

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年6月13日

大田原市長 相馬 憲一 様

氏名又は名称及び法人にあ 有限会社細岡商事
ってはその代表者の氏名 代表取締役 細岡有美子
住 所 大田原市浅香1丁目10番18号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンセキ大田原南店
大田原市浅香1丁目3,546番地27外

- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4,594 m²
(変更後) 3,920 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

収容台数	位 置
186台 (従業員用別途18台確保)	添付資料図面No.4-1全体配置図（変更前） のとおり

(変更後)

収容台数	位 置
164台 (従業員用別途29台確保)	添付資料図面No.4-2全体配置図（変更後） のとおり

② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

収容台数	位 置
30台	添付資料図面No.4-1全体配置図（変更前） のとおり

(変更後)

収容台数	位 置
30台 (変更なし)	添付資料図面No.4-2全体配置図（変更後） のとおり

③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前)

面積	位 置
荷さばき施設1 204m ²	添付資料図面No.6-1求積図（変更前） のとおり

(変更後)

面積	位 置
荷さばき施設1 204m ² （変更なし） 荷さばき施設2 62m ² （追加） 合 計 266m ²	添付資料図面No.6-2求積図（変更後） のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前7時45分～午後7時
(変更後) 午前0時～午前0時（24時間）

3 変更する年月日 令和8年2月14日

4 変更する理由

既存店舗内に業務スーパーを出店するため

添 付 書 類 （目 次）

凡例 □：図面以外の文書等（主として表形式）
◇：図面

1	店舗の概要に関する書類	頁
□	届出概要	1～2
□	指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況	3～9
◇	店舗位置図（◇店舗周辺道路図）（図面No.1）	10
◇	都市計画図の写し（図面No.2）	11
◇	周辺見取図（図面No.3）	12
◇	全体配置図（図面No.4-1～4-2）	13～14
◇	内部配置図（図面No.5-1～5-2）	15～16
◇	求積図・求積表（図面No.6-1～6-2）	17～18
□	店舗（出店予定地）及び周辺の写真	19
◇	写真撮影方向図（図面No.4-2）	14
2	騒音関係	
◇	騒音予測・対策に関する図面（図面No.7）	20
◇(2)	遮音壁等防音・減音設備等詳細図面	
□	荷さばき施設における商品搬入車の来台数及び 荷さばきを行う時間帯	21
□	騒音予測結果表	22～30
□	騒音予測調査資料	31～34
3	その他	
□	関係機関との協議結果	35～36
□	登記簿謄本（または個人にあっては住民票）	

届 出 概 要 (変 更)

1 届出者等

届出者	名称・代表者	有限会社細岡商事 代表取締役 細岡有美子
	住所	大田原市浅香1丁目10番18号
届出区分		変更（第6条第2項）
届出日		令和7年6月13日
変更日		令和8年2月14日
店舗名称		カンセキ大田原南店
店舗所在地		大田原市浅香1丁目3,546番地27外
小売業者の氏名又は名称及び住所		株式会社カンセキ 代表取締役 大田垣 一郎 宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

2 届出事項の概要

届出事項		届 出 の 内 容		
		変更前	変更後	届出不要な変更
店舗面積合計		4,594㎡	変更なし	3,920㎡
施設 配 置	駐車台数	186台 (従業員用 別途18台確保)	164台 (従業員用 別途29台確保)	
	駐輪台数	30台	台数変更なし 位置変更あり	
	荷さばき施設面積	荷さばき施設1 204㎡	荷さばき施設1 204㎡ 荷さばき施設2 62㎡ 合計 266㎡	
	廃棄物保管施設容量	39㎡	変更なし	
運 営 方 法	開店時刻	午前8時	変更なし	
	閉店時刻	午後9時	変更なし	
	来客駐車場 利用可能時間帯	午前7時45分 ～午後9時30分	変更なし	
	駐車場出入口数	3か所	変更なし	
	荷さばき可能時間帯	午前7時45分 ～午後7時	午前0時～午前0時 (24時間)	

(※位置は図面No.4-2 全体配置図（変更後）のとおり。)

3 出店地・建物の概要

		変更前	変更後
出店 地 の 状 況	用途地域	第二種住居地域、第一種住居地域、 第一種低層住居専用地域	変更なし
	敷地面積	10,883.78㎡	変更なし
	所有形態	借地（一部自社所有）	変更なし
建物 の 状 況	店舗業態	ホームセンター	複合スーパー
	延床面積	4,864㎡	5,066㎡
	併設施設の面積	—	変更なし
	併設施設面積の店舗 面積に対する割合	—	変更なし

大規模小売店舗において小売業を行う者の一覧（変更前）

No.	小売業者名及び代表者名	住 所	主な販売 品目	開店時刻	閉店時刻	面 積	位 置
1	株式会社カンセキ 代表取締役 大田垣一郎	宇都宮市西川田本 町三丁目1番1号	日常生活品 ・住宅関連 商品他	午前8時	午後9時	4,594㎡	1階
店舗面積合計						4,594㎡	

大規模小売店舗において小売業を行う者の一覧（変更後）

No.	小売業者名及び代表者名	住 所	主な販売 品目	開店時刻	閉店時刻	面 積	位 置
1	株式会社カンセキ 代表取締役 大田垣一郎	宇都宮市西川田本 町三丁目1番1号	日常生活品 ・住宅関連 商品・食料 品他	午前8時	午後9時	3,920㎡	1階
店舗面積合計						3,920㎡	

〔参考〕併設施設の状況（変更なし）

併設施設なし

指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 駐車場の必要台数の確保

届出駐車台数 164台 (別途 従業員用29台敷地内確保)
必要駐車台数 163台

①小売店舗の必要駐車台数

◇ 指針による算出根拠

店舗面積	3.920 千 m ²
店舗業態	複合スーパー (その他)
人口	10 万人未満
地区	その他地区
駅からの距離	300m以上

計算式

項 目	届出値	指針値	算 出 根 拠
必要駐車台数	164台	163台	$A \times \alpha \times S \times B \times C \div D \times E$
S : 店舗面積 (千 m ²)		3.920	
A : 日來客原単位 (人 / 千 m ²)		982	1,100-30S
α : 補正係数		1.0	
B : ピーク率 (%)		14.4	
C : 自動車分担率 (%)		90	
D : 平均乗車人員 (人 / 台)		1.5	
E : 平均駐車時間係数		0.491	$(30 + 5.5S) \div 105$

(係数や計算式は大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する栃木県基準を参照)

(2) 駐車場の位置及び構造等

項 目	対 応 策
効率的な駐車場形式の選択及び出入口の数、位置	・スムーズな入庫ができるよう屋上駐車場へのスロープは出入口から離れた位置に設置しています。 ・ピーク時に入庫待ち渋滞が発生しないよう、来客用の出入口を3か所設置しています。 ・出入口2は来客車両と搬入車両共用となるため、安全に配慮するよう搬入業者に周知徹底します。 ・駐車場法に基づく構造・設備基準に沿ったものとしています。 ・店舗の影響により周辺交通に影響が生じた場合には、関係機関と協議の上、適切な対策を検討します。
駐車待ちスペースの確保	・入庫車両が駐車マスを探して減速、一時停止しても後続車両が道路にはみ出さないよう、十分な引き込みを確保しています。
駐車場の分散確保	・駐車場の分散確保はありませんが、指針に対して十分な駐車場台数を確保しています。
駐車場出入口における交通整理	・セール時等の繁忙期には必要に応じて駐車場出入口に交通整理員を配置し、円滑で安全な誘導を行います。

(2) 荷さばき施設の整備等

項 目	対 応 策
荷さばき車両駐車スペース、荷さばき作業場所の確保	- 十分な荷さばき場所を確保し、路上での荷さばきはしません。 - 処理能力は表 1 のとおり。
搬出入車両出入口の位置	- 市道末広一区町線の出入口2を使用します。 - 出入口2は来客車両と搬入車両共用となるため、安全に配慮するよう搬入業者に周知徹底します。また、営業時間内の搬入車両出入りの際には従業員による誘導を行います。
計画的な搬出入	- 計画的な搬入計画により、時間待ち車両が路上待機することで、周辺の交通を阻害することがないようにします。 - 搬入計画は表 2 のとおり。 - 廃棄物等の収集についても、荷さばき作業同様に計画的に行います。収集計画は表 2 のとおり。

[表 1]

位置	荷さばき時間帯 (ピーク)	搬出入車両台数/日 (ピーク)	駐車スペース	荷さばき処理 時間	処理能力
荷1	7:00～19:00 (14:00～15:00)	14台/日 (3台/時)	2t, 4t, 10t 兼用 2台	10 t 30分 4t 20分 2t 15分	10t 4台/h 4t 6台/h 2t 8台/h
荷2	0:00～0:00 (16:00～17:00)	9台/日 (2台/時)	2t, 4t, 10t 兼用 1台	10 t 30分 4t 20分 2t 15分	10t 2台/h 4t 3台/h 2t 4台/h

[表 2] 時間帯別車種別荷さばき等計画 (変更前)

荷さばき 時間帯	荷さばき 施設 1 (カンセキ)				廃棄 物等
	2 t	4 t	10t	計	
7:00～8:00	1	0	0	1	0
8:00～9:00	0	0	0	0	1
9:00～10:00	2	0	0	2	1
10:00～11:00	0	2	0	2	0
11:00～12:00	1	0	0	1	0
12:00～13:00	1	0	0	1	0
13:00～14:00	2	0	0	2	0
14:00～15:00	2	1	0	3	0
15:00～16:00	1	0	0	1	0
16:00～17:00	0	0	0	0	0
17:00～18:00	0	0	0	0	0
18:00～19:00	1	0	0	1	0
合計	11	3	0	14	2

[表 2] 時間帯別車種別荷さばき等計画 (変更後)

荷さばき 時間帯	荷さばき 施設 1 (カンセキ)				廃棄 物等	荷さばき 施設 2 (業務スーパー)			
	2 t	4 t	10t	計		2 t	4 t	10t	計
0:00～1:00	0	0	0	0	0	0	1	0	1
1:00～2:00	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2:00～3:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3:00～4:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4:00～5:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5:00～6:00	0	0	0	0	0	0	1	0	1
6:00～7:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7:00～8:00	1	0	0	1	0	0	0	0	0
8:00～9:00	0	0	0	0	1	0	0	0	0
9:00～10:00	2	0	0	2	1	0	0	0	0
10:00～11:00	0	2	0	2	0	0	0	0	0
11:00～12:00	1	0	0	1	0	0	0	0	0
12:00～13:00	1	0	0	1	0	0	1	0	1
13:00～14:00	2	0	0	2	0	0	1	0	1
14:00～15:00	2	1	0	3	0	0	0	0	0
15:00～16:00	1	0	0	1	0	0	0	1	1
16:00～17:00	0	0	0	0	0	0	1	1	2
17:00～18:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18:00～19:00	1	0	0	1	0	0	0	0	0
19:00～20:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20:00～21:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21:00～22:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22:00～23:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23:00～0:00	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	11	3	0	14	2	0	7	2	9

(3) 経路の設定等

事 項		対 応 策
来退店経路の設定、 交通整理員の配置		・店舗周辺道路に与える影響の最も小さい自動車経路を選び、チラシ、案内看板、店舗内貼り紙により来客への周知を行います。 ・繁忙期には、必要に応じて駐車場出入口に交通整理員を配置します。
生活道路等への配慮		・市道内環状南大通り線及び市道末広一区町線を誘導経路とします。
出入庫対策		・出入口には、「止まれ」の路面表示を行っています。
その他	搬出入車両の経路 の設定等	・市道末広一区町線の通行には十分注意するよう周知します。
	交通事故防止対策	・繁忙期等必要に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置します。 ・営業時間内の搬入車両出入りの際には必要に応じた安全対策を行います。

2 歩行者の通行の利便の確保等

事 項	対 応 策
店舗出入口、敷地内通路の位置	・ 駐車場敷地をフェンスや縁石等で囲い、駐車場出入口以外から歩道に出入りできないようにしています。 ・ 出入口に一時停止の路面表示を行っています。 ・ 店舗出入口前には横断歩道を設置し、歩行者の安全確保を行っています。
荷さばき施設の位置	・ 市道末広一区町線の通行には十分注意するよう周知します。 ・ 出入口2は来客車両と搬入車両共用となるため、安全に配慮するよう搬入業者に周知徹底します。
夜間歩行者への配慮	・ 夜間歩行者の交通安全や防犯に考慮し、駐車場内に照明灯を設置しています。

3 騒音の発生に係る事項

(1) 騒音問題に対応するための対応策

事 項	対 応 策
一般的対策	
騒音源の配置	・ 空調室外機や荷さばき場所等の騒音源は住居等から可能な限り離れた位置に設置しています。
遮音壁の設置	・ 遮音壁の設置はありません。
低騒音機器の選択	・ 可能な限り低騒音機器を選択しています。
緩衝帯の設置	・ 緩衝帯の設置はありません。
営業活動に伴う騒音対策	
荷さばき作業	・ 荷さばき作業時は、アイドリングストップとするとともに、丁寧な作業により騒音を極力抑えるようにします。
営業宣伝活動	・ 屋外放送は敷地内に聞こえる範囲としています。
付帯設備等	
冷却塔、室外機等	・ 空調室外機等は、住居等から可能な限り離れた位置に設置しています。 ・ 新設する冷凍冷蔵室外機は、住居等から可能な限り離れた位置に設置します。
給排気口等	・ 排気口は住居等から可能な限り離れた位置に設置しています。
駐車場	
配置・構造	・ 段差の少ない平面駐車場としています。
運営	・ 営業終了後、出入口はバリカチェーン、ロープ等により閉鎖し車両等の進入を禁止し、外部のものによる騒音を発生させないようにしています。 ・ 不要なアイドリングを行わないよう注意喚起します。
廃棄物等収集作業等	・ 早朝、夜間は、廃棄物等収集作業を実施しません。 ・ 収集計画は表2のとおり。
営業時間外の敷地内侵入者防止対策	・ 営業終了後、出入口はバリカチェーン、ロープ等により閉鎖し車両等の進入を禁止し、外部のものによる騒音を発生させないようにしています。

(2) 騒音の予測評価

① 時間区分の指定状況

昼 間	夜 間
6:00～22:00	22:00～6:00

② 騒音の総合的予測結果

(単位：dB)

種別 時間区分	地域 類型	環境 基準 (L_{Aeq})	予測地点のデータ		
			予測 地点	等価騒音 レベル (L_{Aeq})	主 音 源
昼 間	A	55	No. 1	49	定常騒音 46.9
	C	60	No. 2	45	定常騒音 42.8
	B	55	No. 3	52	定常騒音 51.1
夜 間	A	45	No. 1	38	定常騒音 37.0
	C	50	No. 2	39	定常騒音 38.7
	B	45	No. 3	45	定常騒音 42.0

③ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

(単位：dB)

種別 時間区分	区域 区分	騒音 規制法 規制 基準※1	予測地点でのデータ				保全対象側のデータ	
			予測 地点	騒音 レベル 最大値 (L_{Amax})	音 源	継続時間※2 (台数)	予測 地点	騒音レベル 最大値 (L_{Amax})
夜間	第1種 区域	45	A	56	搬入車両走行音	4 台	No. 1	56
				31	定常騒音 (ペット売場ファン)	28800 秒		
				58	変動騒音 (後進ブザー)	40 秒	No. 1	58
				49	衝撃騒音 (荷さばき作業)	20 秒	No. 1	48
	工業専 用地域 以外の 地域	50	B	60	搬入車両走行音	4 台	No. 2	56
				39	定常騒音 (冷凍冷蔵室外機)	28800 秒		
				53	変動騒音 (後進ブザー)	40 秒	No. 2	51
				53	衝撃騒音 (荷さばき作業)	20 秒	No. 2	50
	第2種 区域	45	C	81	搬入車両走行音	4 台	No. 3	75
				39	定常騒音 (冷凍冷蔵室外機)	28800 秒		
				60	変動騒音 (後進ブザー)	40 秒	No. 3	60
				69	衝撃騒音 (荷さばき作業)	20 秒	No. 3	67

※1：予測地点 B は栃木県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を記載

※2：搬入車両走行音＝駐車場内速度 20km/h と想定。

④ 評価

イ 騒音の総合的予測結果

騒音の総合的予測結果では、環境基準を満足しており、周辺環境への影響は軽微であると考えられる。

ロ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

全ての予測地点において、搬入車両走行、後進ブザー、荷さばき作業による騒音によって基準を満足しない結果となった。

なお、保全対象側である No.1～No.3 でも No.2 の荷さばき作業を除き、同様の理由によって基準を満足しない結果となった。

「大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について」（平成 21 年 7 月 27 日栃木県産業労働観光部経営支援課）によると、変動騒音・衝撃騒音については、騒音レベルが規制基準を超える時間が夜間 8 時間(22:00～翌 6:00)の 5% (24 分) 以内であれば規制基準を満たすものとされている。

また、自動車走行騒音については、規制基準が 45dB の場合、140 台以下であれば規制基準を満たすものとされている。

本計画における夜間荷さばき作業は、搬入車両 4 台、搬入車両の後進ブザーは 4 台×10 秒＝40 秒、荷さばき作業に伴う衝撃騒音は 4 台×5 回＝20 回(20 秒)となることから、規制基準を満足していると考えられる。

このことから、本計画による影響は軽微であると考えられるが、店舗の変更後は周辺環境への騒音の低減を図るため、アイドリングストップ、低速走行の掲示を行うとともに、店舗の運営に関して周辺住民から苦情・問い合わせ等があった場合は誠意をもって対応することとする。

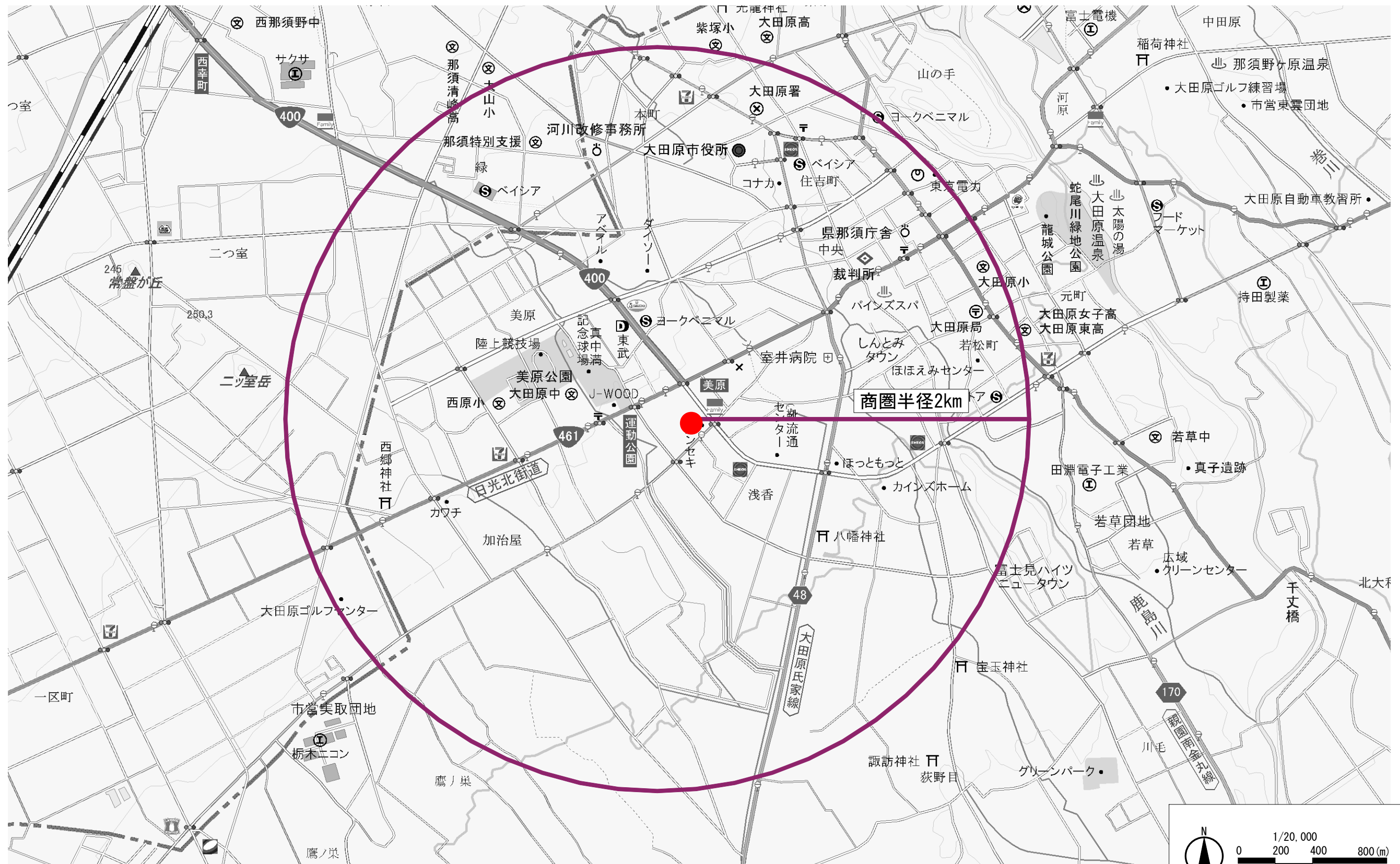
4 街並みづくり等への配慮

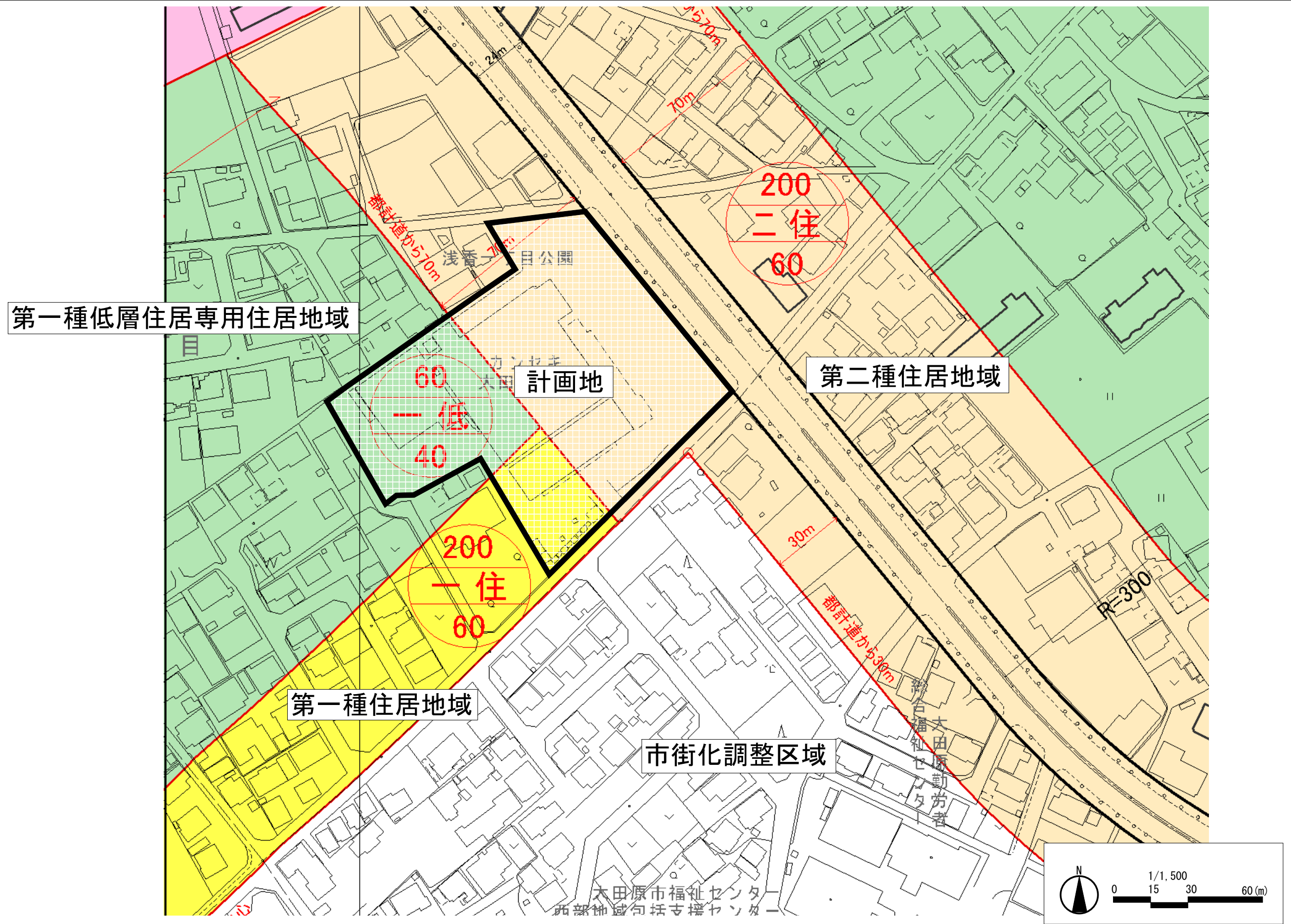
事 項	対 応 策
災害時の協力	・災害時には、避難場所として駐車場を提供し、生活物資等を店舗の商品から供給します。
夜間の防犯、青少年の非行防止対策	1 駐車場における対策 夜間、駐車場の死角をなくすため、警備員等による巡回を行います。営業時間終了後は、駐車場出入口をバリカチェーン、ロープ等により閉鎖しています。 2 店舗内部における対策 死角をなくすため、店舗出入口付近に、見通しを妨げる物を積上げたり、シール等を貼付しないようにします。また、従業員や警備員による巡回を実施します。 3 防犯体制全般 防犯責任者を設置するとともに、従業員や警備員による巡回を実施します。 4 青少年の健全育成 栃木県青少年健全育成条例（18歳未満が対象）の規定による、深夜はいかいの対象時間となる PM11:00 以降の営業はありません。 営業時間終了後は、駐車場出入口をバリカチェーン、ロープ等により閉鎖し、青少年が集まらないようにしています。
街並みづくり等への配慮	
景観条例等	・建築基準法、栃木県景観条例、栃木県屋外広告物条例。
建物の色	・景観を壊さないよう、周囲と調和を取ります。
建物の高さ	・規定の範囲内としています。
看板	・条例に適合した大きさとしします。
照明に関する配慮	
方向	・照明光が周辺の住居内に射し込まない角度としています。
強さ	・強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとしています。
時間	・駐車場利用時間終了後は消灯しています。

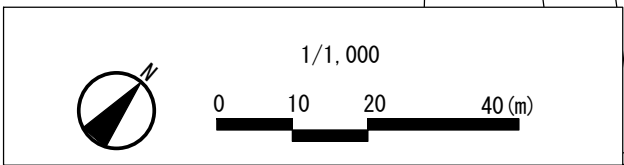
5 その他特記事項

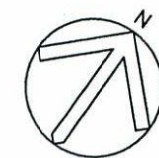
店舗に関する施設の配置、運営方法について周辺住民等から苦情、問い合わせ等あった場合は、誠意を持って対応します。

公的行事、地域の催し物等が実施される際には、場所の提供等、可能な範囲で協力を行います。









至国道461号

図面No.4-1
全体配置図 (変更前)

空調室外機一覧表

記号	数量	メーカー名	型番	備考
A	14	東芝	MAR-MJ2801HTM	2連、屋上設置
B	4	東芝	ROB-P2800HS	
C	1	東芝	ROA-P1120H	
D	1	東芝	ROB-J2242H	
E	1	東芝	ROA-J1603H	

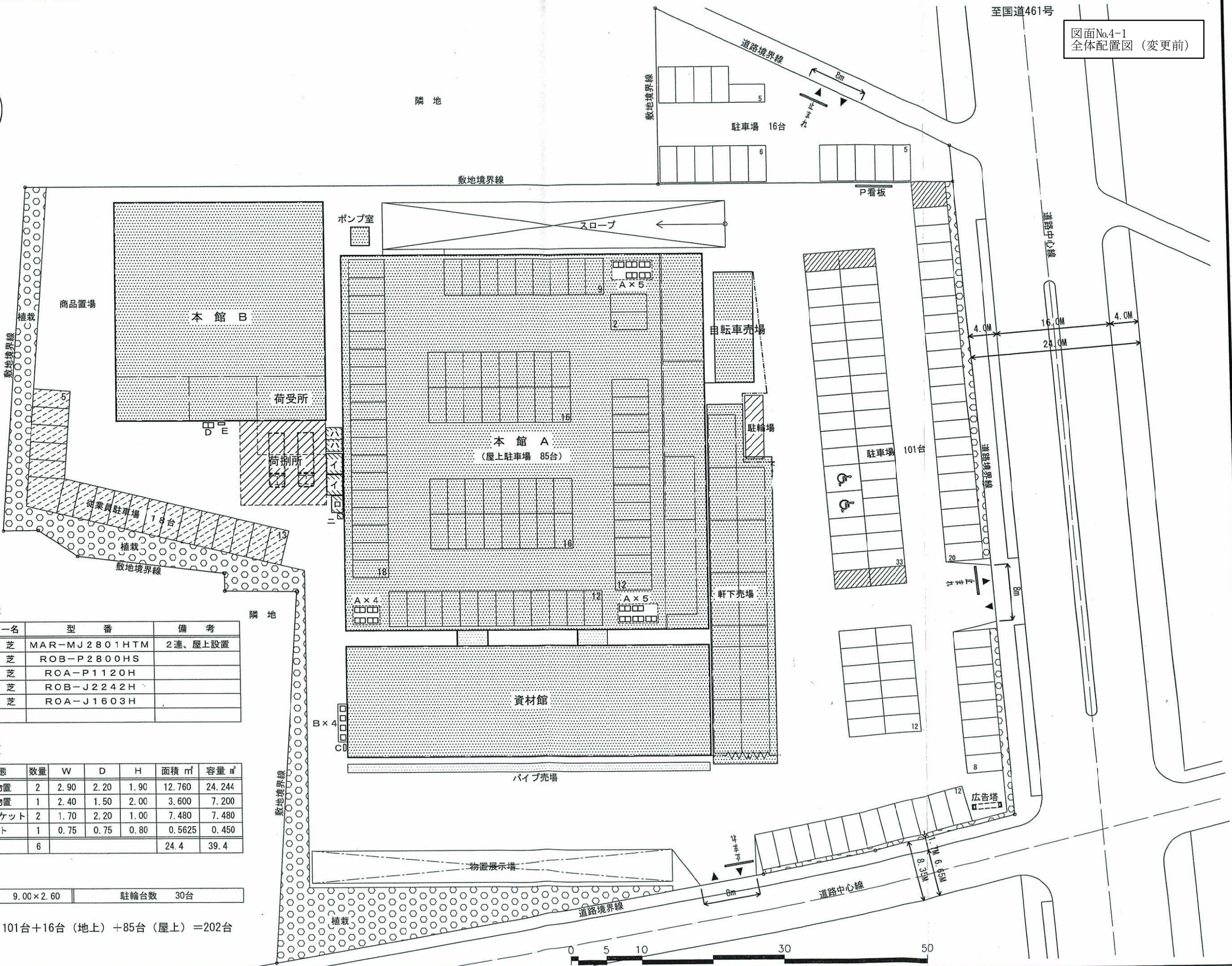
廃棄物保管庫一覧

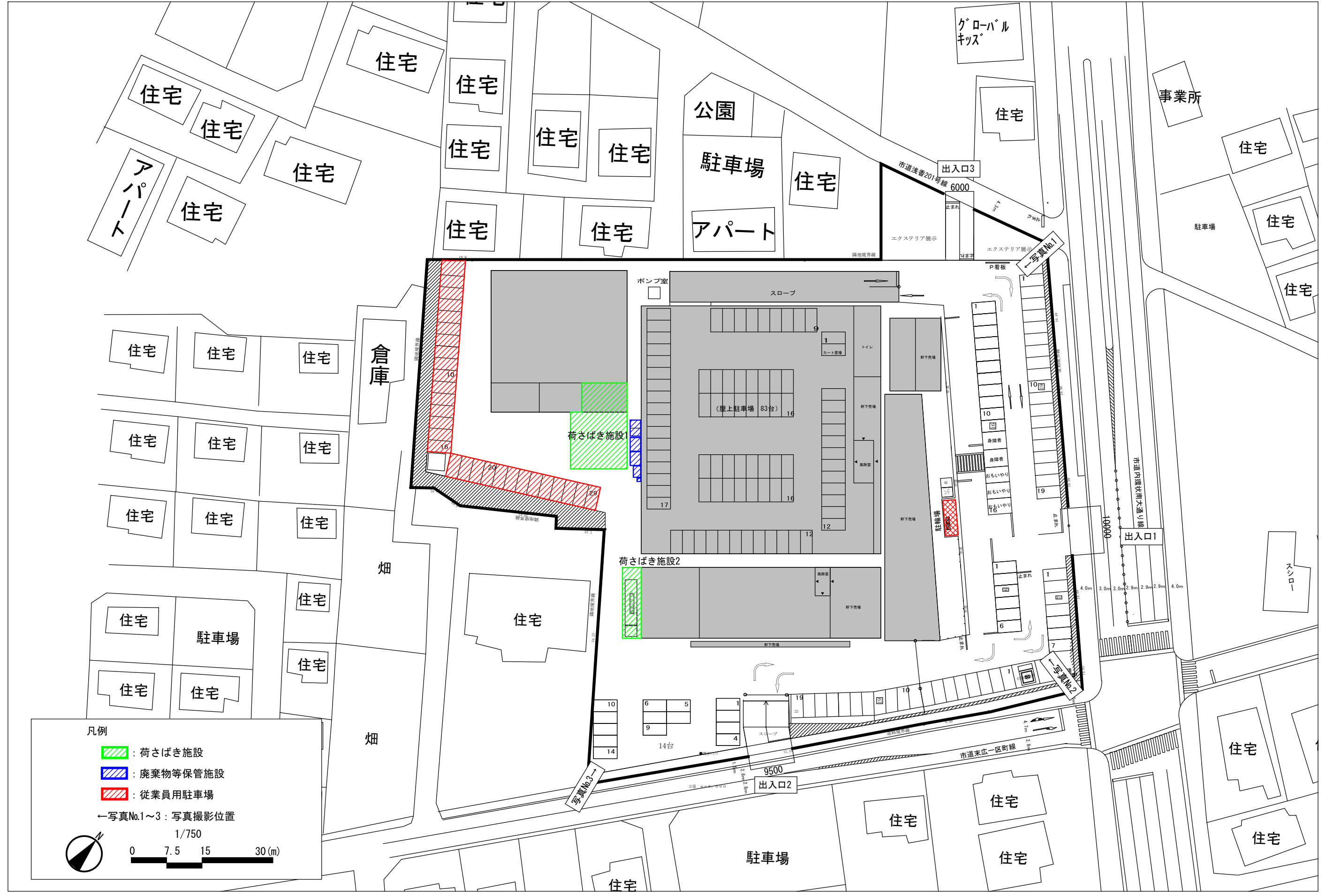
記号	形態	数量	W	D	H	面積 m ²	容量 m ³
イ	スチール物置	2	2.90	2.20	1.90	12.760	24.244
ロ	スチール物置	1	2.40	1.50	2.00	3.600	7.200
ハ	スチールバスケット	2	1.70	2.20	1.00	7.480	7.480
ニ	バスケット	1	0.75	0.75	0.80	0.5625	0.450
合計		6				24.4	39.4

駐輪場寸法

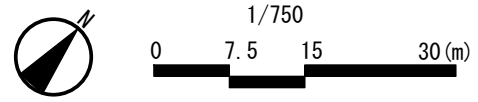
寸法 (W×D)	9.00×2.60	駐輪台数	30台
----------	-----------	------	-----

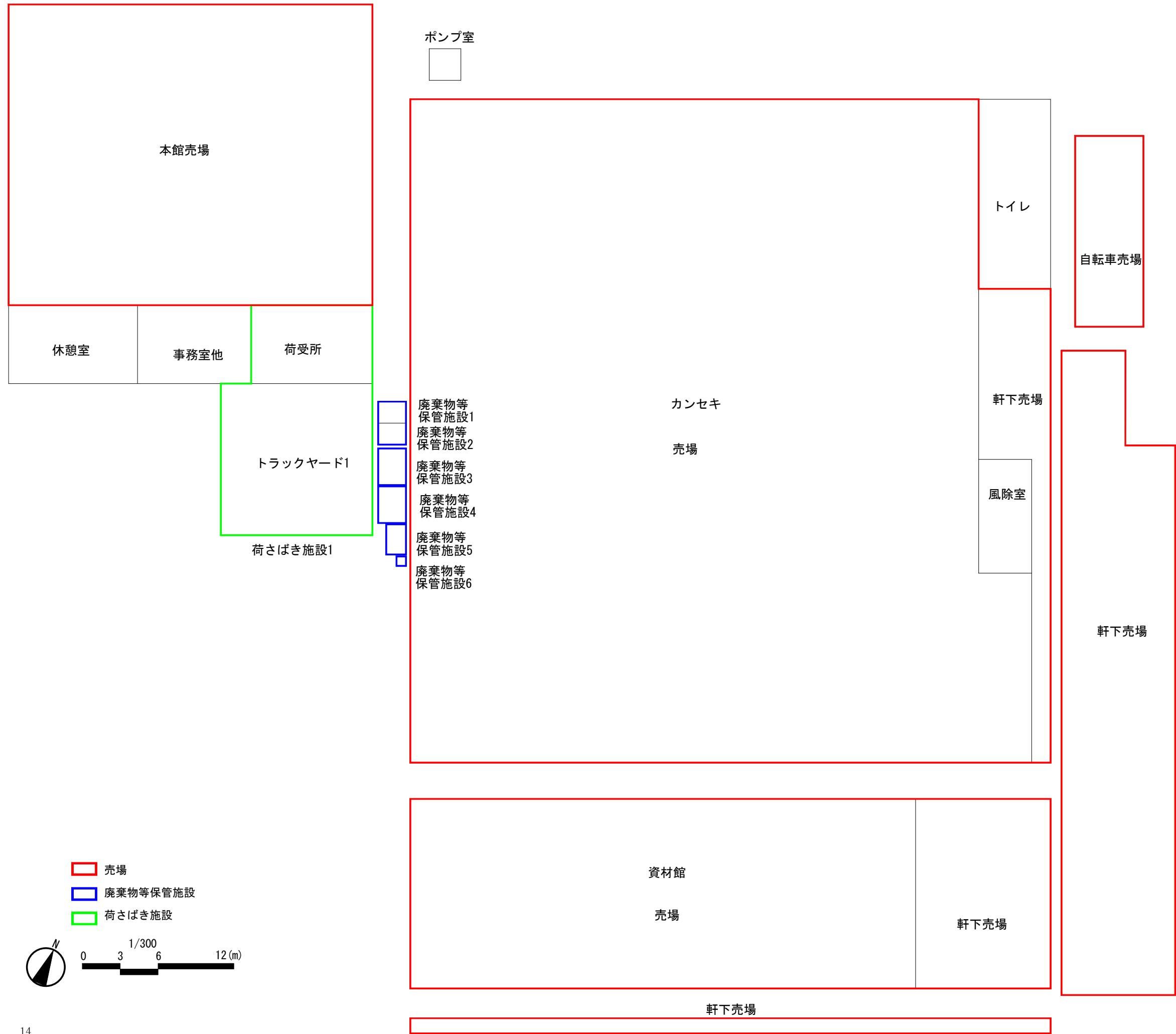
※駐車場合計台数：101台＋16台（地上）＋85台（屋上）＝202台

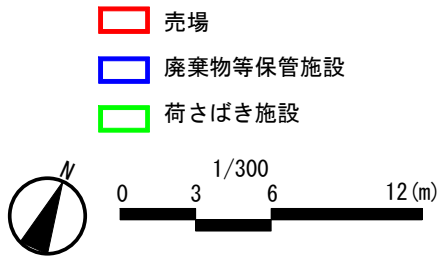
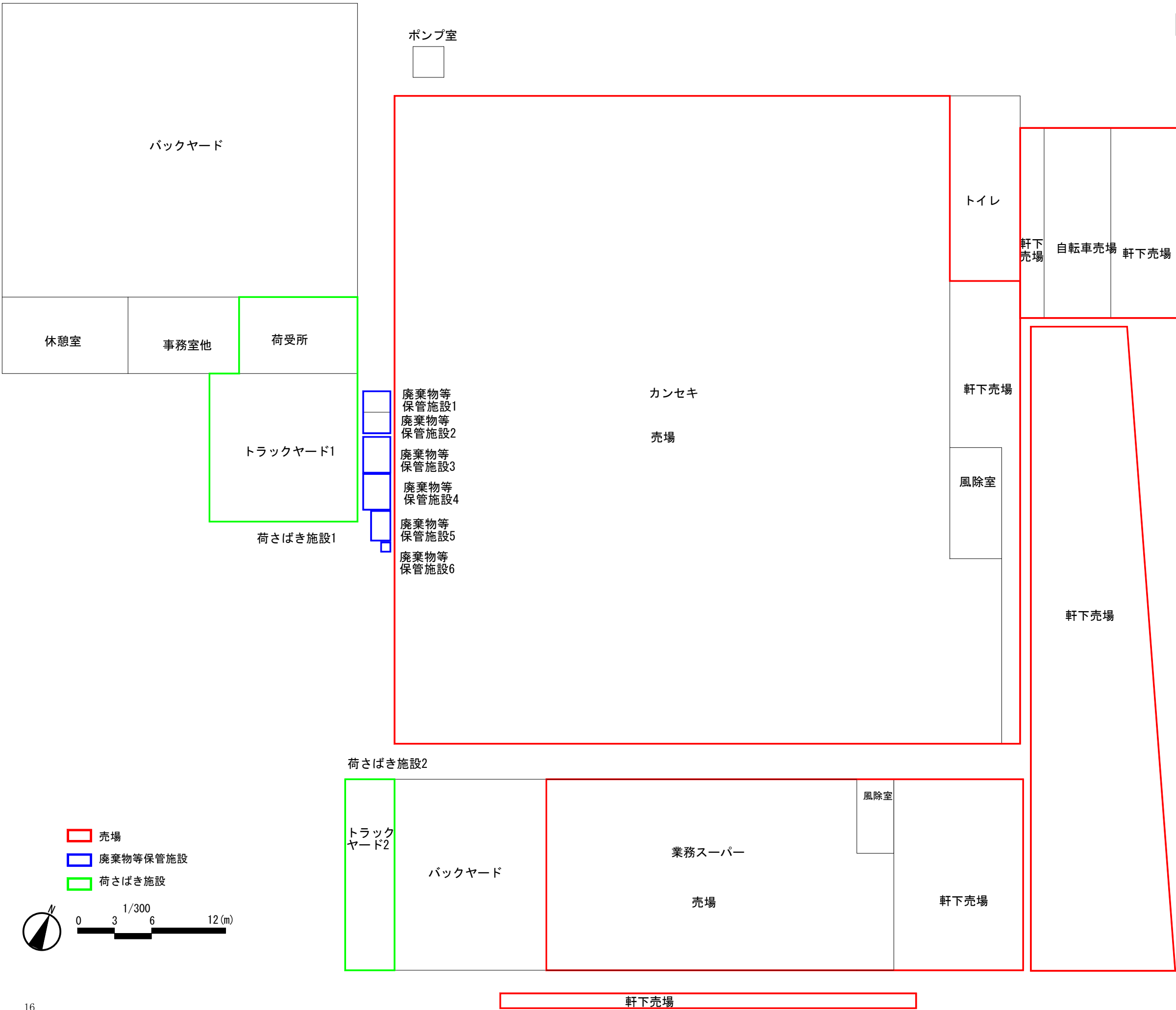




- 凡例
- 荷さばき施設
 - 廃棄物等保管施設
 - 従業員用駐車場
 - ←写真No.1～3：写真撮影位置





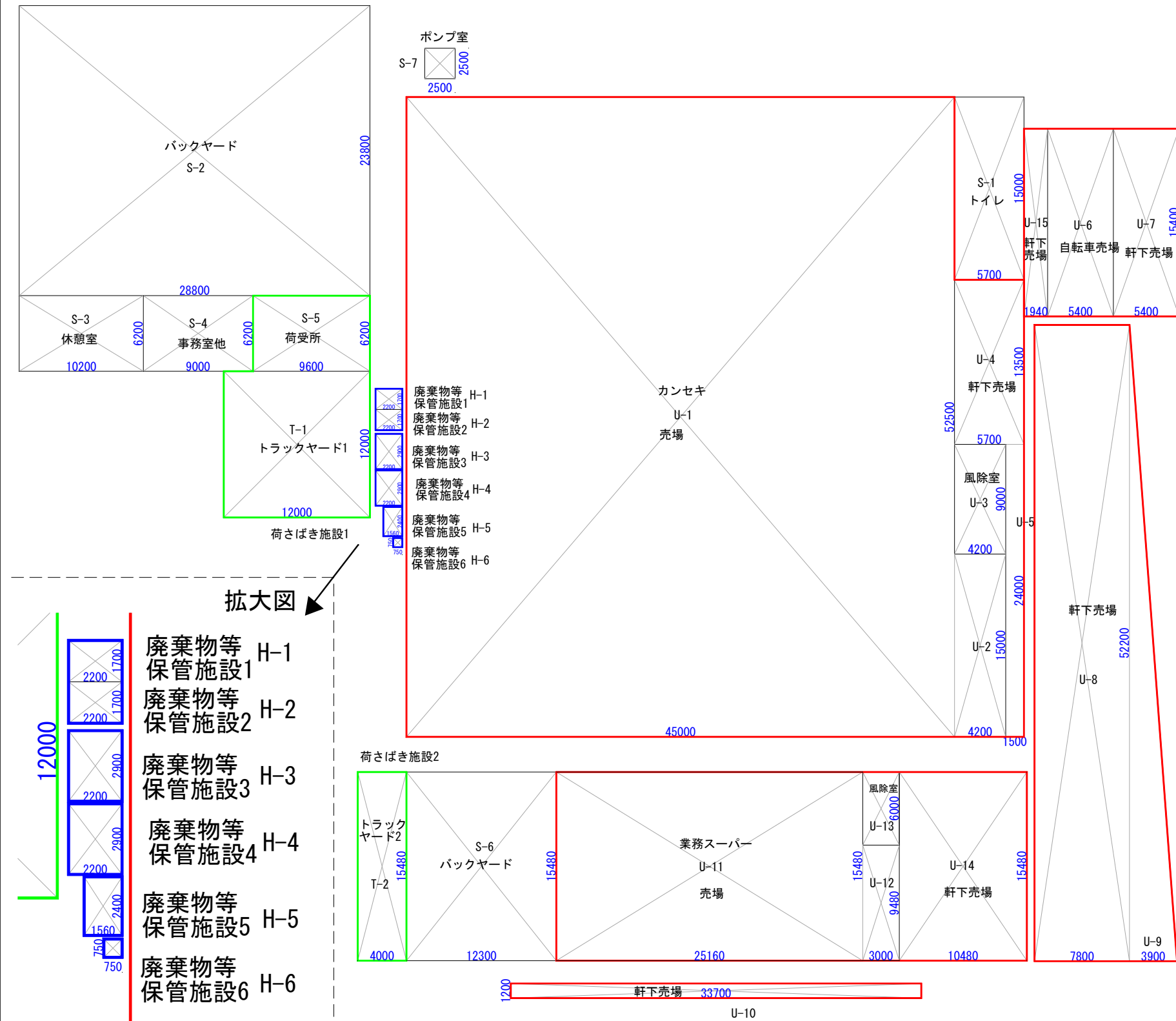




荷さばき施設			
名称	記号	計算式	m ²
荷さばき施設1（荷受室）	S-4	6.200 × 9.600 =	59.520
荷さばき施設1（トラックヤード1）	T-1	12.000 × 12.000 =	144.000
荷さばき施設合計			203.520

廃棄物等保管施設				
名称	記号	計算式		m ²
廃棄物等保管施設1	H-1	1.700 ×	2.200 =	3.740
廃棄物等保管施設2	H-2	1.700 ×	2.200 =	3.740
廃棄物等保管施設3	H-3	2.900 ×	2.200 =	6.380
廃棄物等保管施設4	H-4	2.900 ×	2.200 =	6.380
廃棄物等保管施設5	H-5	2.400 ×	1.500 =	3.600
廃棄物等保管施設6	H-6	0.750 ×	0.750 =	0.563

廃棄物等保管施設容量			
名称	記号	計算式	m ³
廃棄物等保管施設1	H-1	3.740 × 1.000 =	3.740
廃棄物等保管施設2	H-2	3.740 × 1.000 =	3.740
廃棄物等保管施設3	H-3	6.380 × 1.900 =	12.122
廃棄物等保管施設4	H-4	6.380 × 1.900 =	12.122
廃棄物等保管施設5	H-5	3.600 × 2.000 =	7.200
廃棄物等保管施設6	H-6	0.563 × 0.800 =	0.450
廃棄物等保管施設合計			39.374



名称	記号	計算式	m ²
売場 (カンセキ)	U-1	52.500 × 45.000 =	2362.5000
売場 (風除室)	U-2	15.000 × 4.200 =	63.0000
売場 (軒下)	U-3	9.000 × 4.200 =	37.8000
売場 (自転車)	U-4	13.500 × 5.700 =	76.9500
売場 (自転車軒下)	U-5	24.000 × 1.500 =	36.0000
売場 (鉄骨架台)	U-6	15.400 × 5.400 =	83.1600
売場 (林場)	U-7	15.400 × 5.400 =	83.1600
売場 (業務スーパー)	U-8	52.200 × 7.800 =	407.1600
売場 (風除室)	U-9	52.200 × 3.900 ÷ 2 =	101.7900
売場 (軒下)	U-10	1.200 × 33.700 =	40.4400
売場 (軒下)	U-11	15.480 × 25.160 =	389.4768
売場 (軒下)	U-12	9.480 × 3.000 =	28.4400
売場 (軒下)	U-13	6.000 × 3.000 =	18.0000
売場 (軒下)	U-14	15.480 × 10.480 =	162.2304
売場 (軒下)	U-15	15.400 × 1.940 =	29.8760
売場合計			3919.9832
トイレ	S-1	15.000 × 5.700 =	85.5000
バックヤード	S-2	23.800 × 28.800 =	685.4400
休憩室	S-3	6.200 × 10.200 =	63.2400
事務室他	S-4	6.200 × 9.000 =	55.8000
荷受所	S-5	6.200 × 9.600 =	59.5200
バックヤード	S-6	15.480 × 12.300 =	190.4040
ポンプ室	S-7	2.500 × 2.500 =	6.2500
施設部合計			1146.1540
延床合計			5066.1372

名称	記号	計算式	m ²
荷さばき施設1 (荷受室)	S-5	6.200 × 9.600 =	59.520
荷さばき施設1 (トラックヤード1)	T-1	12.000 × 12.000 =	144.000
荷さばき施設2 (トラックヤード2)	T-2	15.480 × 4.000 =	61.920
荷さばき施設合計			265.440

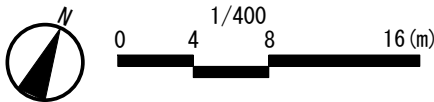
名称	記号	計算式	m ²
廃棄物等保管施設1	H-1	1.700 × 2.200 =	3.740
廃棄物等保管施設2	H-2	1.700 × 2.200 =	3.740
廃棄物等保管施設3	H-3	2.900 × 2.200 =	6.380
廃棄物等保管施設4	H-4	2.900 × 2.200 =	6.380
廃棄物等保管施設5	H-5	2.400 × 1.500 =	3.600
廃棄物等保管施設6	H-6	0.750 × 0.750 =	0.563

名称	記号	計算式	m ³
廃棄物等保管施設1	H-1	3.740 × 1.000 =	3.740
廃棄物等保管施設2	H-2	3.740 × 1.000 =	3.740
廃棄物等保管施設3	H-3	6.380 × 1.900 =	12.122
廃棄物等保管施設4	H-4	6.380 × 1.900 =	12.122
廃棄物等保管施設5	H-5	3.600 × 2.000 =	7.200
廃棄物等保管施設6	H-6	0.563 × 0.800 =	0.450
廃棄物等保管施設合計			39.374

売場

廃棄物等保管施設

荷さばき施設



(1) 店舗（出店予定地）及び周辺の写真

写真No.1

計画地全景 1



写真No.2

計画地全景 2



写真No.3

計画地全景 3

